

ネーションとナショナリズムの2つの理念型
——ハンス・コーンの類型論を手がかりとして——

深澤 民司

目 次

まえがき

第1章 ハンス・コーンの2類型とその批判

第2章 市民的ナショナリズムとエスニック・ナショナリズム

第3章 自由主義的ナショナリズムとその批判

まえがき

ネーションとナショナリズムの研究そのものは19世紀に遡るが、それが本格的に始まったのは、反植民地運動ならびに少数民族の分離独立運動ないし自治権獲得運動が活性化した1960年代以降である。そして1989年に冷戦が終結して東欧革命が起り、ソヴィエト連邦、ユーゴスラヴィア、チェコスロバキアなどの多民族国家が諸民族の境界線にそって解体し、1990年代以降グローバリズムと地域統合のなかで民族的アイデンティティを求める運動が高揚するとともに、ネーションとナショナリズムの研究はますます盛んになっている。

こうした状況のなか、それを論じる研究はさまざまな分野に及び、それが扱う主題も多岐にわたっている。その理由はおそらく、ナショナリズムがさまざまな形態をとるとともに、さまざまな人間と社会の要素に関係し、多様な社会的テーマに関係するからであろう。その形態は、保守的—急進的、宗教的—世俗的、好戦的—平和的、統合主義的—分離主義的、保護主義的—開放主義的、統一的—離散的、全体主義的—自由主義的、文化的—政治的といった二項対立のさまざまな組み合わせからなる。あるいは、民主主義、自由主義、共産主義、ファシズム、保守主義といった近代以降のどのような形態のイデオロギーとも融合した形態をとるとも言えるだろう。また、政治、経済、社会、心理、運動といった要素を含み、人種、移民、マイノリティ、ジェノサイド、言語、芸術、歴史、宗教、ジェンダーといった多様な社会的テーマに関係する⁽¹⁾。

ネーションとナショナリズムの研究が隆盛となり、その主題の多様化が進むなかで、厄介な問題が続いている。ネーションとナショナリズムという概念の定義という、まさに研究の中心にある問題である。もちろん、ナショナリズムを他の主義のように捉え、基礎的信条ないし基礎的原理の点から定義する学者もいる。もっとも有名なところでは、ナショナリズムとは政治的単位と民族的

単位が一致すべきだという政治原理である、というアーネスト・ゲルナーの定義がある。⁽²⁾確かにこの定義は明瞭だし正鵠を射ている。ナショナリズムが何よりも第一に、人民 (people) の自決を求める教義、つまり人民はいかなる拘束からも解放され、統一的集団として自分たちの運命を自分たちで決定し、自分たちの土地や財産や文化を守らねばならないという教義であることは確かだ。しかし、その形態は多様であり、必ずしも政治的単位と民族的単位の一致が求められるわけではない。ゲルナーの定義は単純明瞭であるがゆえに、抜け落ちるものも多い。たとえば、国家形成を求めるナショナリズムもあれば、他民族の枠内での文化的承認にとどまるものもある。

しかしながら、悲観する必要はない。政治、権力、権威、国家、民主主義といった政治学の基礎概念はすべて、合意された明確な定義を欠いているからだ。ただ、それらの概念を明晰にしようとする努力、とりわけ類型化の試みが研究を発展させてきたことは確かであり、ネーションとナショナリズムという概念にしても然りである。本稿はこうした認識のもと、ネーションとナショナリズムの基本的な型について考察する。出発点となるのは、ハンス・コーンの有名な西欧型と東欧型の類型論である。この類型論はナショナリズムを語るうえでこれまでもっとも多く援用されてきたものであり、多くの批判を受けてはいるが、今日まで強い影響力を保持している。ここではコーンの類型論とその批判を検討した後、それを基につくられた理念型がもつさまざまな含意を探り、最後に理念型の合体という視点から自由主義的ナショナリズムを検討したい。

第1章 ハンス・コーンの2類型とその批判

コーンによれば、ナショナリズムとは、すべての人々を国民国家に組織するところの、近代に普遍的な政治・経済・文化の推進理念である。それは18世紀

後半に西欧で起こり、19世紀中頃に中東欧に広まった。まずは「西欧型ナショナリズム」と「東欧型ナショナリズム」というコーンの2類型を要約することから始めたい。⁽³⁾

西欧型ナショナリズムの例とされているのは、イギリス、フランス、オランダ、スイス、アメリカの五カ国である。とくに典型とされているのがフランスである。フランスでは、ナショナリズムが台頭する以前に、ある程度の文化的な統合が進んでネーションのまとまりが生まれており、それと同時に、絶対主義の合理的な中央集権国家が形成されていた。そこでは絶対王政の下で啓蒙主義が普及し、ブルジョワジーが成長していたので、市民制度構築の基盤が整っていた。これらを前提にして起ったフランス革命は、ジャン＝ジャック・ルソーの人民主権論に基づき、自由な市民によって構成される人民の共同体を創造しようとした。それは民主的な諸価値をネーションへの忠誠と合成し、その理念とした。したがって、このようなナショナリズムの特徴は、第一に、領域国家という政治共同体の形成に主眼があったことである。この国家は一つの共通の法のもとで運営され、人民の同意によって正統化され、一つの立法府によって代表される組織である。第二に、個人の自由と平等の実現をめざす市民の運動であったことである。それは、階級・家柄・宗教にかかわりなく、すべての人が平等な立場にたち、人権思想に支えられて個人の自由を図る市民が担う運動であった。第三に、コスモポリタンのパトスをもっていたことである。少なくとも初期においては啓蒙主義に由来する普遍的志向が濃厚にあり、フランスの革命家は自由で開かれた祖国や人類のための行動を謳うとともに、すべての人民は同胞ですべての専制者は敵であると断じていた。

これに対して遅れて台頭した東欧型ナショナリズムの例としてあげられているのは、ドイツ、ロシアなどのスラブ諸国、インドであり、典型はドイツである。ドイツでは領邦国家によって分断され、政治的祖型となる統一国家をもっていなかったうえに、文化統合も遅れていたため、ネーションとして纏まる基

盤が弱かった。また、啓蒙主義に由来する合理的な政治秩序観も根づいていなかったし、ブルジョワジーも成長していなかった。そこでドイツでは、民衆ではなく知識人がナショナリズムの担い手となり、民族 (Volk) という前政治的・前理性的・神秘的な概念を核にして、同一言語を話し、祖先を共有する人民は一つの国家を形成すべきだと主張された。こうしてヨーハン・ゴット・フリート・ヘルダーらの知識人が主導することになったドイツ・ナショナリズムは、フランスとは正反対の次のような特徴をもっていた。第一に、それは古から続く伝統と神話によって美化され神秘化された共同体=民族を称揚し、それによってネーションの統一を果たそうとしたので、ネーションは何よりもロマン主義に彩られた文化的存在であった。また、国家は諸個人の法的構成体ではなく民族の現象形態と捉えられ、それ自体が人格をもつ歴史現象とみなされた。第二に、すべての個人は有機的民族の一員であることによって存在価値が確認されるので、独自の人格としての個人という概念や個人的自由に基づく社会や国家という観念は希薄であり、共同体に絶対的な価値がおかれていた。第三に、排外的で普遍主義的な理想には敵対していた。確かにヘルダーには他の少数民族を対等に扱う思考がみられるが、唯一不変で至高の存在として民族を絶対化し神聖化する理念は、他のネーションの権利を顧慮しない自民族中心的な思考に直結した。

コーンは以上のようにナショナリズムを西欧型と東欧型に類型化し、前者には「領域的」「政治的」「市民的」といった形容詞を、後者には「民族的」「文化的」「言語的」といった形容詞を冠している。この区別には、自由と不自由、進歩と退歩、穏健と過激といった価値評価が含意されていることは言うまでもない。こうした2類型は今日の研究文献にも散見できる。たとえば、マイケル・イグナティエフは「市民ナショナリズム」と「民族ナショナリズム」という語に言い換えて、民主的な前者と独裁的な後者を対比している⁽⁴⁾。また、ジョン・プラムナッツは「ナショナリズムの2つの類型」と題した論文でコーンの

2類型を踏襲し、文化的アイデンティティの観点から精緻化している⁽⁵⁾。さらに、それに言及したゲルナーは、独自の近代主義的な視点から、西欧諸国民はすでによく発展した高文化を持っており、ナショナリズムはその「代弁者」として「政治状況と国際的な境界とにおいて若干の調整をする」だけであったのに対し、東欧のナショナリズムは「結晶化していない高文化」のために活動しなければならなかったと解釈している⁽⁶⁾。

他方、こうしたコーンの2類型は多くの批判に晒されてきた。コーンへの批判は、コンスタンチン・シモン・シモノレヴィッツによれば、①西欧における「非西欧的」ないし「反民主的」なナショナリズムの軽視、②非西欧における「西欧的」ないし「民主的」なナショナリズムの無視、③ドイツとインドのように大きく異なる国の同一範疇化、の3点に纏められる⁽⁷⁾。また、タラス・クジオは主にアメリカとカナダの事例を引き合いに出しつつ、①西欧のすべての国家における民族的アイデンティティの保有、②西欧における「非西欧的」ナショナリズム、非西欧における「西欧的」ナショナリズムの軽視、③西欧におけるエスニック的な紛争と暴力の無視、④西欧の市民的理想化によりそこにおける社会的・エスニック的諸集団の存在を否定、⑤西欧・東欧ともに市民型に進化してきた事実の無視、⑥同質化という点で本来同一であるはずの西欧と東欧の国民化の差別化、の6点をあげている⁽⁸⁾。こうした批判のなかでもっとも根本的であり、もっとも多く取り上げられてきたのは、東欧だけでなく西欧においてもエスニックの基底が存在することである。ドミニック・シュナッパールの言葉を借りれば、「ヨーロッパではネーションは堅固な文化的共同体であり、集合的な記憶と歴史的アイデンティティの場であり、そして同時に市民的企図である⁽⁹⁾」という認識である。

西欧におけるエスニックな側面の研究は、これまで数多く積み重ねられてきた。ここで詳述することはできないが、たとえばフランスについては、大革命から19世紀にいたるネーション形成期において、旗、歌、祝祭、儀式、記念碑

を通じて、さらには歴史教育のなかで大革命と共和制が讃えられそれへの忠誠が謳われる同時に、「われわれの祖先ガリア人」と「単一のフランス民族」への訴えかけが行われ、それを軸にした統合が図られたと論じられた。⁽¹⁰⁾ また、アメリカ合衆国に関しては、そのエスニックな起源を母国に反抗してそこを飛び出し、新世界であるアメリカの領土を祖国とした最初の植民者に遡ることができる⁽¹¹⁾とされている。その核をなす神話は、植民者であるイングランド人はイギリスにおけるノルマンの軛から逃れ、プロテスタントが作り上げた自由の松明をアメリカに灯すために移民した選ばれし民であるというものだ。この神話に基づいて19世紀に構成されたエスニック文化の指標が、白人で、言語と名字がアングロサクソンで、宗教がプロテスタントという意味の「WASP」である。⁽¹¹⁾ イギリスについては、確かにイギリス（ブリテン）という市民的・領土的なネーションが国民国家を構成していたが、その下位レベルでは、イングランド、スコットランド、ウェールズ、アイルランドがそれぞれに強固な民族的・文化的ネーションを形成し、独自の歴史と神話を育んでいると論じられた。それは今日まで旗、歌、劇、建造物、風景、言語のなかに息づき、それぞれに固有の力を発揮している。⁽¹²⁾

第2章 市民的ナショナリズムとエスニック・ナショナリズム

コーンの類型論は確かに批判を浴びたが、コーン以後、2類型は理念型として理想論的かつ対比的に抽象化され、多くの研究者によって用いられるようになっていく。ここでは西欧型に由来するナショナリズムの理念型を「市民的ナショナリズム」、そのナショナリズムによって形成されるネーションを「市民的ネーション」と呼ぶことにする。市民的ネーションとは、血統ないし祖先を問わず共通の領域に居住する自由な諸個人が、平等な立場で政治に参加し政治的決定を行う権利と同時にそれを果たす義務をもち、それを遂行するための制

度と領域的祖国への忠誠心によって結合した政治的共同体であり、こうしたネーションを構築して発展させようとする運動や理念が市民的ナショナリズムである。この意味でのネーションにもっとも近い訳語は「国民」である。「市民的」という形容詞の代わりに「領域的」や「政治的」といった語が用いられることもある。

一方、東欧型に由来するナショナリズムの理念型を「エスニック・ナショナリズム」、そのナショナリズムによって形成されるネーションを「エスニック・ネーション」と呼ぶことにする。エスニック・ネーションとは、共通の血統ないし祖先と共通の起源となる祖国という神話を持ち、それを現在に息づく言語・宗教・習慣といった文化的特徴、および場合によっては肉体的特徴によって確認し、それを根拠に政治的に自立している、ないし自立をめざす共同体であり、こうしたネーションを構築しそれを発展させようとする運動や理念が「エスニック・ナショナリズム」である。この意味でのネーションにもっとも近い訳語は「民族」である。「エスニック」という形容詞の代わりに「文化的」や「言語的」や「血統的」といった語が用いられることもある。「エスニック」という語は、遺伝的に固定した人種的特性という生物学的事実をも含意するので、自由主義的立場からこの種のナショナリズムを擁護する論者はその語を嫌い、「文化的」という形容詞を好むよう⁽¹³⁾だ。ここでは、たとえば日本人の来歴を問うとき往々にして人類学的由来が語られるように、生物学的な観念が存在する場合もあるという客観的な立場から「エスニック」という語を使うことにする。なお「エスニック集団」という語も用いられているが、エスニック・ネーションとの差異は、国家形成ないし自治権獲得という手段によって政治的自立が図られているか否かにある。

この2つの理念型を用いて実際のネーションやナショナリズムを考察すれば、どのようなことが理解できるだろうか。以下においては、それをさまざまな角度から検討したい。

第一に指摘できることは、どのような現実のネーションやナショナリズムにも、双方の型が構成要素として含まれていることである。アンソニー・D・スミスはそのことを「いずれのナショナリズムも、程度の差こそあれ、またさまざまな形態において、市民的要素とエスニック的要素をあわせもっている」、「すべてのネーションは、領域的原則とエスニックな原則、領域的構成要素とエスニックな構成要素の双方の刻印を帯び、社会的・文化的組織のより新しい『市民』モデルと古い『血統』モデルとの、不安定な集合になっている」と述べている。⁽¹⁴⁾ヨーロッパに存在する73のエスニック集団とネーションを調査した実証研究が示ところによると、エスニック-政治的である集団は42、純粋にエスニックな集団は23、純粋に政治的な集団は8であった。純粋に政治的な集団とは、オーストリアやルクセンブルクのように多文化・多エスニシティを内部に抱えて国家による統合が突出し、多民族に移行しなかった国民か、あるいはマン島人のように地政学的・歴史的に特殊な状況にある集団である。⁽¹⁵⁾ちなみに、コーンが西欧的としてあげたヨーロッパのネーション、すなわちフランス、イギリス、アイルランド、スイスは、すべてエスニック的-政治的として分類されている。アメリカもおそらくエスニック的-政治的として分類されるだろう。

第二に指摘できることは、双方の型は相互補完的な関係にあることである。まず確認しなければならないのは、ネーションは宗教的支配の解体と理性信仰を前提とした人民主権の理念のもとで、近代において生まれた政治的共同体であるということだ。この点から、政治的要素をまったく抜きにしたエスニック集団はネーションを構成できないことは明らかである。しかし、だからといって近代のネーションは純粋な市民的ネーションとして始まったわけではない。そもそも政治的共同体としてまとまる集団はどのようにして形成されていたのかという疑問が、当然のこととして呈されるだろう。集団としての自覚がないところでネーションは生まれえない。これに関してスミスは、前近代において形

成されたエスニック核がネーション形成の基軸になると主張し、そうしたエスニック核を「エトニ」と名づけた。スミスによれば、エトニとは「共通の祖先・歴史・文化をもち、ある特定の領域との結びつきをもち、内部での連帯感をもつ、名前をもった人間集団」であり、文字記録が現れて以来「歴史のあらゆる時代において、広く分布してきた⁽¹⁶⁾」。

スミスの主張は、アメリカとフランスの事例を見ても首肯できる。アメリカの場合は、国家として独立する運動が始まる前に、後に WASP と呼ばれることになるエスニックな統一性がすでに存在していたし、フランスの場合にしても、大革命が起こる前に強固な絶対王政の中央集権的構造のもとで、すでに文化的な統合がある程度果たされていた。したがって、この2つの国が市民的ナショナリズムを興すことができたのは、エスニックな要素を自明のものとして考えることができたからである。いかに市民的なネーションといえども、通常、その基底にエスニックな土台をもっている。

双方の型が相互補完的であることは、帰属意識の点からも確認できる。「帰属」という問題は、ナショナリズムを語るうえできわめて重要な位置を占めている。帰属は他の成員によって当該集団に属していると承認されることに依拠しており、成員権とは部分的には相互承認という帰属の問題である。アイデンティティ形成の中軸にあるのはこの帰属の意識である。マーガリットとラズという言葉を借りれば、「帰属のレベルにおける安定したアイデンティティ形成は、人の福利にとってとくに重要である⁽¹⁸⁾」。そしてアイデンティティ形成の土台となり、他の諸アイデンティティを包括するのがナショナル・アイデンティティである。こうしたナショナル・アイデンティティという点から理解された帰属という視点から、相互補完性を考えてみたい。

近代における市民的ナショナリズムの台頭は、宗教支配の否定と理性的原理に基づく個人の意思決定に依拠した自決 (self-determination) を核としている。したがって、その帰属意識は何よりも、共有された民主的な制度と価値

観、ならびに法と権利によって構成される共同体に向けられる。イグナティエフはそれを「理性的な愛、理性的な忠誠」とする。⁽¹⁹⁾これに対してエスニック・ナショナリズムの帰属意識の場合、いくつかの要素が結合して形成される。とくに重要なのは言語と歴史であろう。言語共同体にいるとき、人は「自分がまわりの者を理解するように、まわりの者も自分を理解してくれる」と感じ、「この相互理解から、自分という存在に自信をもつようになる」。このように誰もが「自分と同じ言語を話す安心感」から、帰属意識が固まる。⁽²⁰⁾文化を伝達する歴史に関しては、さまざまなものがそこに含まれるが、とりわけ祖先から子孫へと記憶を通してつながる時間的連鎖、すなわち「想定された出自」に注目すべきだろう。というのも、それは近代におけるもっとも一般的な精神的支柱を構成するからである。この事情について、スミスは「伝統や救済宗教が衰え・・・死後の存在についてのヴィジョンが失われたことによって、生は無意味になった」ので、「記憶とアイデンティティの鎖に、わかちがたく世代を結びつける永続的な共同体に、一人一人の人間を結合することによって、無意味な生を克服する」ことに見出し、それゆえにエスニック・ナショナリズムは「宗教の代替物」になると言う。⁽²¹⁾

このように、それぞれの帰属意識の方向は異なるが、しかし、市民的ナショナリズムの帰属意識は、それだけでは持続することが難しい。制度が日常化して形骸化することを止めるためには、市民の連帯を保証する契機が必要である。共有された神話や記憶から形成される「市民宗教」はそうした文脈で生まれた。他方、エスニック・ナショナリズムの帰属意識も、それだけでは肝心の自決と安全を維持する現実味に乏しい。それを政治制度によっていかに保証するかが課題となる。

第三に、二つのナショナリズムは、出所が異なるゆえに正反対の現れ方をするように思われるが、実際のところ驚くほど似ている。まず、市民的ナショナリズムが未来志向的で進歩的であるのに対し、エスニック・ナショナリズムは

過去志向的で退歩的であるという指摘を取り上げたい。後者は祖先や記憶に依拠するゆえにそのように思われがちだが、子孫も含まれる運命共同体としての共通の未来を描き、共同体の連続性を未来に延ばしていこうとする志向があることは明らかである。それに対して、歴史的に決定された過去が受動的に相続されるだけだと指摘されることもあるが、それほど固定的なわけではない。過去によって選択の幅が決められることは確かだとしても、批判的に歴史を解釈するという過去と現在との絶えざる会話のなかから、新しいアイデンティティが生まれてくることも確かであろう。その意味では未来志向的でもある。他方、市民的ナショナリズムにしても、政治共同体は白紙ではなく共通の制度的過去をもち、それを継承してそのなかから批判的に選択する点で、エスニック・ナショナリズムと同じである。⁽²²⁾

次に、市民的ナショナリズムが自由主義的で中立的であるのに対し、エスニック・ナショナリズムは非自由主義的で非中立的であるという指摘を取り上げたい。一見したところ、前者は主意主義的なので個人の自由意思を重視し価値中立的であるのに対し、後者は集団主義的なので共同体の価値的・規範的な意思が尊重されるように思われる。しかし、上記から理解できるように、市民的ナショナリズムはエスニック・ナショナリズムを払拭できない以上、中立ではありえない。いかなる市民国家も、どの言語が政府・裁判所・官僚組織・学校で用いられるのか、どのエスニック集団の文化・象徴・記念日が国家レベルで採用されるのかを決定しなければならない。⁽²³⁾したがって、通常、いかなる自由主義国家も支配的なエスニック集団の文化遺産に基づいた価値体系をもっており、それに基づいた政策を作成する。このことを考えれば、市民的ネーションとエスニック・ネーションを「混同」することは、前者の「公的・開放的・共有的な性格を侵害する」ことになるというピーク・パレクの自由主義的な指摘、あるいは「民族に特別な自治権を与えることは、基本的なアイデンティティないし忠誠が民族的ではないところの、すべての市民の平等な地位への侮

辱である」というアラン・ブキャナンの市民主義的な指摘は、片手落ちと言わざるをえない⁽²⁴⁾。

こうした文化強制は市民国家の名において行われるだけに、とくに支配的エスニック集団の成員には見えづらく、公平で中立なものとうつつ。それだけではない。市民的ナショナリズムそれ自身が「自己イメージが示唆するほど寛容でも公平でもなく、どの点から見てもエスニック・ナショナリズムと同じほど厳格で非妥協的である⁽²⁵⁾」。市民的ナショナリズムは市民権を受領することと引き換えに、あるいはその代償として、エスニックな共同体の放棄、宗教の個人化、文化の周縁化を要求し、結果的に支配的なエスニック文化を広めることになるからだ。19世紀のアメリカにおいて、黒人奴隷だけでなくインディアンやフランス・スペイン・アイルランドなどの非アングロサクソン移民の文化が排除されていたことや、19世紀におけるフランスの国民形成が地方の言語と文化の破壊、ならびにそれに比例したパリの言語と文化の普及によって進められたことは、こうしたことの証左である。今日のアメリカでも、スペイン語を第一言語にしている人が1700万人いるにもかかわらず、英語以外の言語で書かれた連邦の公式文書が1%しかないことは、このような事情を物語っている。少数派のエスニック集団がそのなかで疎外されていると感じていたこと、また感じていることは、間違い⁽²⁶⁾ない。

第3章 自由主義的ナショナリズムとその批判

これまでに論じてきたように、「市民的ナショナリズム」と「エスニック・ナショナリズム」は別個のものとしてそれぞれに正当な存在理由をもつと同時に、緊密に関連しているのもので、どちらかを省いたナショナリズムを構想することは難しい。これまで往々にしてあったように、反ナショナリズム派（民主主義派・自由主義派・人権派）とナショナリズム派（保守派）に分けて論じる方

法が、結局説得力をもちえなかった理由はそこにある。そして近年、「自由主義的ナショナリズム」が注目を浴びてきた理由はそこにある。その代表的論客はウィル・キムリッカ、デイビッド・ミラー、ヤエル・タミールの3人であろう。彼らがめざしているのは、端的に言えば、自由主義とナショナリズムの合体、あるいは「市民的ナショナリズム」と「エスニック・ナショナリズム」の理論的融合である。これに関してタミールは次のように述べる。

「個人の自立、反省、選択を尊重するリベラルな潮流と、所属、忠誠、連帯を強調するナショナルな潮流は、相互に排他的であるという見方が広まっているけれども、実は互いに一方が他方を包摂しうる関係にある。リベラルは、所属、成員性、文化的な帰属の重要性と、それらに由来する個別の道徳的義務の重要性を認めてもリベラルであり続けることができる。ナショナリストは、個人の自立の尊さ、また個人の権利や自由の尊さを認めてもナショナリストであり続け、国民内部あるいは諸国民間における社会正義にコミットし続けることができる。」⁽²⁷⁾

自由主義的ナショナリズムの論理を跡づけることから始めると、最初に、自由主義を個人の自立と自律にもっとも価値をおく原則と捉え、それに絶対的に優先する段階が確認できる。キムリッカの言葉では「選択の自由と個人の自立」への「信奉」であり、タミールの言葉では「個人の権利や自由の正当性を認め、対等な尊重と気遣いを得るための個人の権利を肯定すべき」という「出発点」である。⁽²⁸⁾ただし、以下で明らかになるように、彼らは集团的権利を否定する個人主義者ではない。そもそも個人主義と共同体主義を対立させる図式を退けている。

次の段階は、個人の選択は決して無差別に行われるのではなく、一定の諸条件のもとで行われるという論理である。この諸条件が文化である。文化の役割

は一つには、個人の価値観や規範意識を育んで確固たるアイデンティティや帰属意識を提供し、個人の生にとって選択肢がもつ意味を了解させることにある。ミラーの言では、文化は「その担い手にどこに属すかの感覚を与え、歴史的アイデンティティを与えるだけでなく、どのように生きるかについてより多くの個人的選択がなされるための背景を提供する」⁽²⁹⁾。そしてこの「背景」によって、自立の証たる個人の選択そのものを可能にする。キムリッカは「個人の選択は、言語と歴史によって規定される社会構成的文化の存在に依存している」と述べる。社会構成的文化とは「公的領域と私的領域の双方を包含する人間の活動のすべての範囲にわたって、諸々の有意味な生き方をその成員に提供する文化」である。要するに、個人の自由とは社会構成的文化にアクセスする自由である。そして個人の自立とは、こうした彼を取り巻き活動の範囲を限定する文化という価値体系から、目標と手段の双方を選択して達成される理想である⁽³⁰⁾。

第三の段階は、文化を構成する集団には、家族・階級・地域・ジェンダーなどいろいろあり、それぞれが重要な文化資源となっているが、そうしたさまざまな集団を包含するという意味でもっとも重要な集団はネーション、そしてエスニック集団であり、それらはそれ自体で倫理的価値をもつ善なる存在であるという論理である。文化的ナショナリズムを擁護するトーマス・フルカによれば、ネーションとは住民がお互いの関係のなかで連帯と絆をもって生み出した集団であり、それは個人のアイデンティティを形成するとともに、市民の安全と自由を保証する法と政治制度を維持するゆえに共通善である。彼は「[ネーションの]文化の存続は個人の善に還元できないという意味で非人格の善である」⁽³¹⁾と断言する。ミラーやキムリッカはフルカほど明確ではないものの、ネーションやエスニック集団が内属的価値をもつ道徳的共同体であるという見解を共有していると思われる⁽³²⁾。

第四の段階は、ネーションやエスニック集団の文化は個人の自立の本質的条

件なので、自由主義者はそれを保護しなければならないという論理である。ミラーは公共的次元という概念を提示することにより、文化の形成と保護を擁護する。公共的次元とは、政治的規制ないし国家規制を意味する。商業社会や競争市場においては文化の破壊が必然であり、「重要と判断される側面を保護するために国家権力を用いることが、それを阻止する唯一の方法だと意思表示する誰かがいなければ、ナショナルな文化は衰退する」とミラーは論じる⁽³³⁾。文化保護はネーションに限らず、マイノリティのネーションやエスニック集団に関しても適用される。タミールは「マイノリティの文化的・宗教的・言語的アイデンティティを守る措置」をとるために、国家権力の行使を求め⁽³⁴⁾る。とはいえ、それは国家規制を全体的に展開することではない。ミラーは「文化が経済的な利己的行為によって侵食されずに、自発的に発展する環境を提供する」ために、キムリッカは「文化との深いきずな」を維持するうえで不可欠な「社会構成的文化へのアクセス」を確保するために、国家の規制が必要とされる⁽³⁵⁾としている。

以上論じたように、自由主義的ナショナリズムとは、個人の自立はネーションの文化に依存するので、それを保護すべきという主張である。これに対しては、多くの批判が寄せられているが、ここではマーガレット・ムーアの批判のなかから重要と思われる2点、すなわち自立した集団にのみ権利を賦与する不公平、ならびにナショナル・アイデンティティと文化の同一視という問題を取り上げて検討したい。

ムーアによれば、自由主義は普遍的主義的で特殊主義的な愛着とは調和しないと論じる人々、あるいは個人的自立の理念はネーションの成員権と矛盾すると論じる人々とは対照的に、自由主義的ナショナリズムは個人の自立とナショナル／文化的・アイデンティティの間には緊密な連関があるという前提のうえに立つが、「文化は自立の行使に資する限りにおいて価値があるので、文化保護の権利は自立を尊重する集団ないし文化の場合においてのみ正当化され

る」ことになる。その主唱者は人々が自分の生活に意味を与えるのにどれほど文化が必要かを指摘していたので、自由主義的な文化のみ承認するのは「不公平」だということである。この批判を本稿の用語で言い換えれば、エスニック・ナショナリズムは市民的ナショナリズムと十分に融合した場合のみ承認されるということになる。

このような批判に関連するのは、以下のようなミラーの立論である。ミラーはナショナル・アイデンティティの特徴として、①信条の共有と同胞の認知、②歴史的連続性の具体化、③決定を行う能動的主体、④特定の領土と関係、⑤個別の公共文化の保有、の5つをあげているが、これはまさに2つのナショナリズムの混合である。その意味で重要なのは公共文化という概念である。ミラーはそこに、社会的規範や文化的理想といったものも含めているが、中心に据えているのは法の支配や民主主義への信奉といった過去の議論によって形成された政治的原則である。そして特定のエスニック・ナショナリズムを称揚する倫理的特殊主義という非難に対して、「ナショナル・アイデンティティとそれを構成することを助ける公共文化が、共同体の成員が平等な立場で貢献できる合理的省察の過程によって形成される程度まで、この非難は当てはまらない」とする。⁽³⁶⁾

ミラーの議論に対する「不公平」という批判には、2つの論点があると思われる。第一の論点は、自由主義的でないエスニック文化は、たとえそれが人々のアイデンティティの形成に重大に関与しているとしても、切り捨てられるべきなのだろうか、という問題として提示できる。このことをより明確に理解するために、市民主義的・自由主義的立場を明言するアラン・ブキャンの有名な「沈みゆく船」の比喩を取り上げてみたい。ブキャンによれば、「滅亡に向かっている文化」、つまり非自由主義的ないし反自由主義的な文化の成員は「沈みゆく船」と同じであり、別の「船」に乗り移ることもできる。それをせずに「材木やポンプ（特殊な自治権、より大きな自立、他の資源）を提供する

ように要求すること」は、破滅する運命を引き延ばすにすぎない。ここでわれわれは、「合理的にみて有害としか思われぬ援助」をすべきか、それとも乗組員の選択を拒否し、彼らの真の福利のために「文明化された文化への同化」を促進する行為をすべきか、というジレンマに陥る。「文化の永久的存在にはいかなる権利もない」とするブキャナンが選択するのは、当然、後者である。⁽³⁸⁾ミラーがブキャナンと同じ立場を取らないとすれば、つまりエスニック・ナショナリズムを擁護するとすれば、実効的でない文化をどのような論理によって擁護するのであろうか。それが不明である。第二の論点は、前章で論じたように、市民的ナショナリズムといえどもエスニック・ナショナリズムと不可分であり、支配的なエスニック文化の影響下にあるので、自由主義的文化といえども中立ではありえないということである。したがって、自由主義的な文化のみ承認することは、特定のエスニック文化を承認しそれ以外を拒否することになるだろう。問題は、こうしたことを考慮したうえで、共同体の成員の「平等な立場」がいかにしたら構築できるのかという点にあるだろう。

次に、ナショナル・アイデンティティと文化の同一視という問題を考察したい。ムーアはこれに関して、いくつかの例をあげ、「言語的・文化的差異がナショナル・アイデンティティの中心にあるわけではない」と述べる。たとえばアメリカ合衆国とカナダでは、同一の言語を用い、広範に類似した文化的価値を有し、同レベルの生活水準を維持しているにもかかわらず、同一のナショナル・アイデンティティに統合される可能性はないだろう。あるいはまた、北アイルランド・ブルンジ・ルワンダ・旧ユーゴスラビアでは、対立する諸共同体の暴力が激化したにもかかわらず、成員が同じ言語を話すとともに類似の文化的価値を広範にもっているのに対し、カナダ・スイス・ベルギーにおいては、諸共同体の関係は一般に平和的であるにもかかわらず、諸共同体の成員は異なる言語を話すとともに深い文化的差異を示している。さらに、北アイルランドの紛争は往々にして宗教対立と看做されるが、抗争する諸集団は教義の解

積を論じているわけではないし、宗教的指導者が暴力の標的になっているわけでもなく、したがって宗教的性格というのは誤解である。

ムーアが言うように、ナショナル・アイデンティティを客観的な文化的特徴によって説明することが誤りだというのは確かであろう。しかし、自由主義的ナショナリズムの主唱者にしても、その点についてそれほど単純に考えてはいない。多くの論者が認めている論点を2つあげれば、第一に、ミラーが論じるように、ネーションやナショナルリティの中核には「王や人民によって代表されることのできる人民の組織」という政治理念がある⁽³⁹⁾。本稿の用語で言えば、市民的ネーションが確実に存在し、ナショナル・アイデンティティに対応した政治構造ないし制度構造が構築されているのである。第二に、ナショナル・アイデンティティと文化は複合的な関係にあり、その関係性の説明が重要であるという点である。キムリッカは「文化がその成員たちの行った選択の結果として変化するのは当然である」としたうえで、「ある文化が存在するということと、それが特定の時点において有する『性格』とを区別しなければならない」と論じる。またパレックは、ナショナル・アイデンティティを「過去と現在の絶えざる対話」のなかで、批判的に解釈された歴史のなかに根拠づける「構成主義的ナショナル・アイデンティティ観」を提唱している⁽⁴⁰⁾。どちらの論者も間断なき文化変動により、ナショナル・アイデンティティの諸要素は持続するものから変化するものまでさまざまであり、それに合わせてそれらの構成も変わることを受けている。ただ、そうした変化の様態をネーションやナショナリズムの構成のなかでどのように理論化するかについては、今後の課題であろう。

- (1) John Hutchinson and Anthony D. Smith (eds.), *Nationalism*, Oxford University Press, 1994, p. 3.
- (2) アーネスト・ゲルナー『民族とナショナリズム』加藤節監訳（岩波書店、2000年）

1頁。

- (3) Hans Kohn, *The Idea of Nationalism*, Collier Books, 1944, pp. 3-24, 329-334 ; idem, *Nationalism : Its Meaning and History*, Revised Edition, D. Van Nostrand Company, 1965, pp. 16-37, 54-64 ; ハンス・コーン「ナショナリズム」・『国家の視座』（平凡社、1988年、所収）122-148頁。
- (4) マイケル・イグナティエフ『民族はなぜ殺し合うのか——新ナショナリズム6つの旅』（河出書房新社、1996年）12-17頁。
- (5) John Plamenatz, 'Two Types of Nationalism,' in Eugene Kamenka (ed.), *Nationalism : The Nature and Evolution of an Idea*, Edward Arnold, 1973.
- (6) E・ゲルナー、前掲書、167-170頁。
- (7) Konstantin Symmons-Symonolewicz, 'Nationalist Movements : an Attempt at Comparative Typology,' *Comparative Studies in Society and History*, 7(2), 1965, p. 224.
- (8) Taras Kuzio, 'The Myth of the Civic State : a Critical Survey of Hans Kohn's Framework for Understanding Nationalism,' *Ethnic and Racial Studies*, 25 (1), January 2002, pp. 24-29.
- (9) Dominique Schnapper, 'The European Debate on Citizenship,' *Daedalus*, 126(3), 1997, p. 214.
- (10) A. D. Smith, *Nationalism and Modernism : A Critical Survey of Recent Theories of Nations and Nationalism*, Routledge, 1998, pp. 126-127.
- (11) Eric Kauffman, 'American Exceptionalism Reconsidered : Anglo-Saxon Ethnogenesis in the "Universal" Nation', *Journal of American Studies*, 33 (3), 1999 ; idem, 'Liberal Ethnicity : Beyond Liberal Nationalism and Minority Rights,' *Ethnic and Racial Studies*, 23 (6), 2000.
- (12) 深澤民司「イギリスにおけるナショナル・アイデンティティの構造」、市川太一他編『現場としての政治学』（日本経済評論社、2007年、所収）。
- (13) David Brown, 'Are There Good and Bad Nationalisms?,' *Nations and Nationalism*, 5 (2), 1999, pp. 282-283.
- (14) A・D・スミス『ナショナリズムの生命力』高柳先男訳（晶文社、1998年）37頁。同『ネーションとエスニシティ』巢山靖司他訳（名古屋大学出版会、1999年）176頁。
- (15) Jaroslav Krejci and Vitezslav Velimsky, 'Ethnic and Political Nations in Europe,' in J. Hutchinson and A. D. Smith (eds.), *Ethnicity*, Oxford University Press, 1996, pp. 209-221.

- (16) A・D・スミス『ネーションとエスニシティ』前掲、39頁。
- (17) 前掲書、176頁。
- (18) Avishai Margalit and Joseph Raz, National Self-Determination, *The Journal of Philosophy*, 87, 1990, p. 447.
- (19) M・イグナティエフ、前掲書、15頁。
- (20) 前掲書、19頁。A. Margalit and J. Raz, *op. cit.*, p. 445.
- (21) A・D・スミス『ネーションとエスニシティ』前掲、207-208頁。同『ナショナルリズムの生命力』前掲、36頁。
- (22) D. Brown, *op. cit.*, p. 283 ; Bhikhu Parekh, 'Discourses on National Identity,' *Political Studies*, 42, 1994, p. 504.
- (23) Margaret Moore, 'On National Self-determination,' *Political Studies*, 45, 1997, p. 904 ; Mark R. Beissinger, 'How Nationalism Spread. Eastern Europe Adrift the Tides and Cycles of National Contention,' *Social Research*, 63(1), 1996, p. 101.
- (24) B. Parekh, *op. cit.*, p. 502 ; Allen Buchanan, 'What's So Special About Nations?,' in J. Couture, K. Nielsen, and M. Seymour (eds.), *Rethinking Nationalism, Canadian Journal of Philosophy*, Supplementary Vol.22, 1996, p. 295.
- (25) A. D. Smith, *Nations and Nationalism in a Global Era*, Polity Press, 1995, p. 101.
- (26) A・D・スミス『ナショナルリズムの生命力』前掲、126頁。T. Kuzio, *op. cit.*, p. 31.
- (27) ヤエル・タミール『リベラルなナショナリズムとは』押村高他訳（夏目書房、2006年）56頁。
- (28) ウイル・キムリッカ『多文化時代の市民権』角田猛之他監訳（見洋書房、1995年）10頁。Y・タミール、前掲書、57頁。
- (29) David Miller, *On Nationality*, Oxford University Press, 1995, p. 85.
- (30) W・キムリッカ、前掲書、10、113、135、153頁。A. Margalit and J. Raz, *op. cit.*, pp. 448-449.
- (31) Thomas Hurka, 'The Justification of National Partiality,' in R. McKim and J. McMahan (eds.), *The Morality of Nationalism*, Oxford University Press, 1997, p. 144.
- (32) Margaret Moore, *The Ethics of Nationalism*, Oxford University Press, 2001, p. 30.
- (33) D. Miller, *op. cit.*, p. 87.
- (34) Y・タミール、前掲書、184頁。
- (35) D. Miller, *op. cit.*, p. 88。W・キムリッカ、前掲書、161頁。
- (36) D. Moore, *op. cit.*, pp. 55-56.

- (37) D. Miller, *op. cit.*, pp. 21–27, 69–70.
- (38) A. Buchanan, ‘The Morality of Secession,’ in W. Kimlicka (ed.), *The Rights of Minority Cultures*, Oxford University Press, 1995, pp. 356–358.
- (39) D. Miller, *op. cit.*, p. 30.
- (40) B. Parekh, *op. cit.*, p. 504.

[付記] 本稿は平成16年度専修大学研究助成（個別研究・研究課題「ナショナル・アイデンティティの研究」）による研究成果の一部であり、ここに感謝の意を表したい。